

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和2年2月20日午後1時30分から令和2年第2回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は11名で次のとおりである。

第1番委員	高橋 旦 志	第7番委員	名 和 和 弘
第2番委員	石 田 一	第8番委員	菊 地 重 治
第3番委員	小 嶋 教 三	第10番委員	小 野 ま り 子
第4番委員	高 橋 正 則	第11番委員	那 須 正 昭
第5番委員	松 本 義 文	第12番委員	菊 地 成 壽
第6番委員	千 田 眞 一		

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	阿 部 一 之
事務局長補佐	阿 部 勝 利
係 長	及 川 靖
主 事	渡 辺 知 美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
報告第2号	農地の形状変更の報告について
議案第1号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第2号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について
議案第4号	贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	及 川 靖
主 事	渡 辺 知 美

議 長 只今から令和2年第2回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、11名であります。  
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

———異議なしの声あり———

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には10番小野まり子委員、11番那須正昭委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———異議なしの声あり———

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地法18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地の形状変更の報告についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第5番委員 5番 松本です。田から畑への形状変更ということですが、土地改良区の方も畑として扱うということでしょうか。

事務局 松本委員のおっしゃる通り、すでに畑として利用されているため、土地改良区からも除かれているところです。

議 長 ほか、質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 質疑が無いようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 第11番委員 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。  
番号1番の案件について、11番那須正昭委員より報告願います。  
11番 那須です。2月13日午前、永岡地区の農地利用最適化推進委員の高橋新一委員と高橋平委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきた。

議 長 譲受人の[ ]さんが既存の資材・重機置場が手狭になったことから拡張するため、譲渡人の[ ]さんから畑を売買によって取得し転用しようとするものです。農用地の許可基準である立地基準ですが、申請地は既存の資材・重機置場に隣接しており、既存の施設の2分の1以下の面積の拡張になっています。また、申請地は、農業振興地域内の農用地に指定されていましたが、令和2年1月21日付で農用地から除外手続きが済んでいることを確認しております。一般基準についてですが、申請地は重機からの油などが流出した際の対策として、油吸着マット等を常備するほか、地面を転圧し土石流出等の対策を行う計画であることから隣接地への影響は発生しないものと考えられ、事業実施の確実性、被害防除の実施も認められます。以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。以上で現地調査を終わります。

議 長 第5番委員 ご苦労様でした。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。  
5番 松本です。建設業で資材・重機置場用地を取得した方で、取得用地にスクラップを置いている方がみられるので、スクラップはスクラップで早めに処理してもらい、稼動する重機のみを置いてもらうようにしていただきたいです。

事務局 生活環境課と連携を取りながら、そのような状況にならないように努めていきたいと思えます。

議 長 ほか、質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。  
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

- 議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第2号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第8、議案第3号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。  
事務局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第3号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第9、議案第4号 贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。  
事務局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第4号 贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査について、証明することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は証明することに決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。令和2年第2回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労様でした。

時間 14時00分